

愛媛県液化石油ガス販売事業者指導要綱の改正について

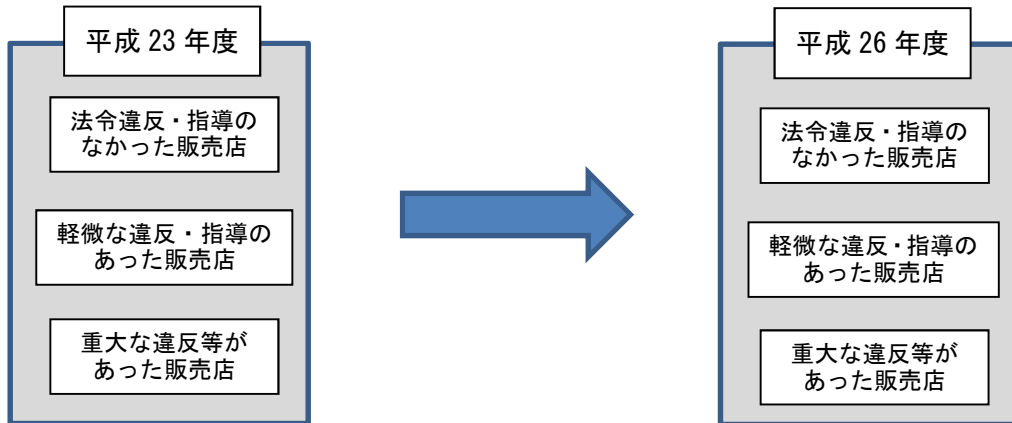
平成 29 年 2 月 15 日

帳簿等審査会の出席の周期等の見直しについて

自主保安活動グループに属していない販売事業者は、これまでどおり平成 29 年から 31 年までの 3 年間に帳簿等審査会を受けていただきますが、帳簿等審査会の結果によって、次に出席する時期（2 年・4 年・5 年後）が決まります。

【これまで】

帳簿等審査会の結果によらず、一律 3 年後



【これから】

帳簿等審査会の結果によって、次回出席の時期が決まります。

- 法令違反・指導のなかった販売店 …… 5 年後（優良）
- 軽微な違反・指導が 1、2 項目のあった販売店 …… 4 年後（普通）
- 重大な違反のほか軽微な違反指導が 3 項目以上あった販売店 …… 2 年後（指導）

